



(施行規則第十六条の四関係)

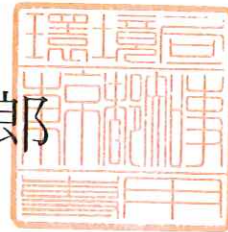
廃棄物再生事業者登録証明書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、
廃棄物再生事業者として登録されていることを証します。

平成23年 1月11日

東京都知事

石原 慎太郎



1 住所及び氏名

住所 東京都足立区関原一丁目12番2号
氏名 株式会社ヨシモリ 代表取締役 高橋 安繁

2 事業場の名称及び所在地

名称 株式会社ヨシモリ 本社
所在地 足立区関原一丁目12番2号

3 廃棄物の再生に係る事業の内容

古紙の再生事業

4 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 平成23年 1月11日
登録番号 第341号

この写しは、下記内容を証明を証する目的に限り、発行する物です。	
産廃情報ネット公開用 御中	
現場名	
業者名	株式会社ヨシモリ
発行者	株式会社ヨシモリ
	記入者名

東京都

注1 この登録について、不服があるときは、この登録があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます(なお、この登録があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この登録の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

注2 この登録については、この登録があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この登録があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この登録の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。